

内国法人が台湾の建設請負工事収入に課された台湾の法人税に対する外国税額控除の適用

台湾の外国税額控除についての質問です。

国内法人が台湾で工事を請け負い、請負代金受取時に台湾で源泉所得税が控除されています。税率はみなし利益率により計算し、収入金額の3%（みなし利益率15%×税率20%）です。外国税額控除を受けるため、台湾から withholding statement を送ってもらっています。現地に子会社等はありません。

Q1 3%の源泉所得税分は、日本の外国税額控除の対象となると考えますが、限度額を計算するために PE がなくても、法人税法上通常の国外所得を計算する必要があるのでしょうか。（法69条）

A1 台湾で課された源泉所得税は、外国法人税に該当すると思われませんが（法法69①）、先生が言及されているように内国法人の PE が台湾にない場合には、台湾に課税権はありません。台湾に認められた課税権に基づかないで台湾で課された外国法人税は、控除対象外国法人の額から除かれていますので（法法69①かつこ書、法令142の2）、外国税額控除を受けるには、先生の御認識を改め、台湾に建設 PE（相互免除法2六、同施行令4②）を有しているものとして整理する必要があると思われま

す。このような整理に基づき、国外源泉所得の計算は、別表6（2）付表1「国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の明細書」を使用して、国外 PE 帰属所得（法法69④一、法令145の2①）について行う必要があると思われま

Q2 法人事業税では、特定内国法人に該当しないため、事業税の計算における所得金額総額は、法人税の所得金額から台湾の源泉所得税額を控除した金額で事業税を計算するのでしょうか。また、法人税割の計算は、第7号の2様式で計算していいのでしょうか。

A2 A1 で述べたとおり、事業税の取扱いにおいては、台湾に恒久的施設を有する特定内国法人に該当するものとして、課税標準を計算しないと、外国税額控除の適用を受ける前提（台湾に建設 PE あり）との間に齟齬が生じます。齟齬を生じさせないためには、先生が言及されているとおり、台湾の建設 PE に帰属する所得を所得割の課税標準から除く必要があると思われま

す。このとき、法人税において外国税額控除の適用を受ける際に所得金額に加算した台湾の源泉税（法法41）は、所得割の計算上、減算します。